

## 令和6年度島根県学力調査実施業務 仕様書

### 1 調査の概要

#### (1) 目的

学習指導要領における各教科の目標や内容に照らした学習の状況及び学習や生活に関する意識や実態を客観的に把握するとともに、全国学力・学習状況調査（以下「全国調査」という。）等で明らかになった学習指導上の課題の改善状況を検証し、今後の教育施策の充実と学校における指導の一層の改善に資する。

#### (2) 実施日時 令和6年12月3日（火）、4日（水）

#### (3) 調査対象

市町村立小学校（義務教育学校前期課程を含む）第5学年・第6学年の児童  
 市町村立中学校（義務教育学校後期課程を含む）第1学年・第2学年の生徒  
 県立特別支援学校小学部第5学年・第6学年の児童  
 県立特別支援学校中学部第1学年・第2学年の生徒

#### (4) 調査内容

教科に関する調査及び意識調査

		教科に関する調査			意識調査
		国語	算数・数学	英語	
学年	教科				
	小学校	第5学年	○	○	○
第6学年		○	○	○	○
中学校	第1学年	○	○	○	○
	第2学年	○	○	○	○

#### (5) 結果の取扱い

結果を集計・分析のうえ、令和7年2月10日（月）までに教育委員会、学校に配送。

### 2 業務内容

#### (1) 事業計画の策定

- ア 本仕様書を踏まえ、調査を円滑かつ確実に実施するための事業計画を作成すること。
- イ 本仕様書に示す各事項を踏まえた調査問題等の作成、印刷、配送・回収、採点・集計・分析、結果提供などの各工程の作業計画及び実施体制を構築すること。

#### (2) 実施マニュアルの作成・配送

- ア 調査にかかわる教育委員会・学校が調査のしくみや実施手順等を理解できること。
- イ 図などを使い、わかりやすいものであること。

#### (3) 教科に関する調査の作成

- ア 解答に要する時間は、いずれの教科も、小学校 40 分以内、中学校 45 分以内で設計されていること。
- イ 出題形式
  - ① 実施教科ごとに冊子が異なること。
  - ② 氏名及び性別の記載が不要であること。
  - ③ いずれの教科も記述・論述式問題を含むこと。
- ウ 出題内容
  - ① 各校種の学習指導要領に示された内容に沿った、学習の定着状況を見ることができること。
  - ② 各問題が、指導要録参考様式（別紙）に示された各教科の観点に分類できること。
  - ③ 国語及び算数・数学、英語においては、これまでの全国調査及び島根県学力調査の

状況との比較ができる基準となるもの（全国値など）を含むこと。

④ 記述・論述式問題は、自分の意見や考えを表現する力や論理的思考力、考える過程を見ることができるものを含むこと。

⑤ これまでに実施した全国調査及び島根県学力調査の結果を踏まえ、本県の学力・学習状況の課題に応じた問題を含むこと。

エ 出題範囲

出題範囲については島根県教育委員会と協議の上決定すること。

オ 作成の留意点

① 問題作成業務の内容や具体的手順については、島根県教育委員会と協議の上決定すること。

② あらかじめ問題概要を作成し提示すること。提示する期日については、島根県教育委員会との協議の上決定すること。

③ 出題範囲の一覧表を作成すること。

④ 調査実施において配慮が必要な児童生徒への対応策を設けること。

⑤ 自作の場合は、島根県教育委員会及びその指名する者を含めた検討会議を3回程度開催すること。検討会議の詳細については、島根県教育委員会と協議の上決定するものとし、委託契約締結後速やかに作成に着手し11月初旬に校了できるようスケジュールを策定、実施すること。

カ 調査に関する部材配送から1週間程度、コールセンターを設けること。開設期間は島根県教育委員会と協議の上決定すること。

(4) 意識調査の作成

ア 実施時間

回答に要する時間は、小学校、中学校ともに30分程度で設計されていること。

イ 調査内容

① 学校における指導の実態やそれに係る児童生徒の意識、児童生徒の家庭生活の実態が把握できる質問項目であること。

② 島根県教育委員会作成の質問項目15問以上を基に、島根県教育委員会と協議のうえ作成すること。

ウ 調査形式

① 氏名及び性別の記載が不要であること。

② 回答の仕方は、PBT方式又はCBT方式のどちらでもよい。

(5) 配送・回収

ア 調査に関する部材は、別表Iにより配送すること。

イ 解答・回答用紙は、各学校から直接回収すること。

ウ 配送・回収にあたっては、個人情報等のセキュリティに万全を期すこと。

エ 解答・回答用紙以外の部材は各学校が管理し、調査問題は児童生徒が持ち帰ることができること。

オ 採点処理後の解答・回答用紙は、令和7年3月7日(金)まで保管した後、溶解処理により廃棄し、令和7年3月13日(木)までに島根県教育委員会へ完了証明を提出すること。

カ 調査に関する部材の取扱いの詳細については、島根県教育委員会と協議の上決定すること。

(6) 採点・集計・分析

ア 教科に関する調査の採点・集計・分析

① 採点・集計作業においては、採点マニュアルの整備、事前研修の実施、また、一次採点者・二次採点者など複数の採点者によるチェック等、採点や集計のミスを防ぐための確実な仕組みの下で実施すること。

② 採点した上で結果を集計し、学年別、教科別に分析を行うこと。

③ 内容等については、島根県教育委員会と協議の上で決定すること。

イ 意識調査の集計・分析

- ① 回答を集計し、分析すること。
  - ② 内容等については、島根県教育委員会と協議の上で決定すること。
- ウ 教科に関する調査と意識調査のクロス分析
- ① 教科に関する調査と意識調査のクロス分析をすること。
  - ② 島根県教育委員会作成の意識調査のクロス分析をすること。
  - ③ 内容等については、島根県教育委員会と協議の上で決定すること。

(7) 資料の作成・配送

ア 作成するもの(帳票・データ)

○帳票

納品物	内 容	納品形態
個人帳票	個人の結果	紙媒体
学校帳票	個人帳票 個人の集計 学級の集計 学年の集計	紙媒体及び電子データ
市町村教育委員会帳票	所管する学校別の集計 当該市町村の集計	紙媒体及び電子データ
教育事務所帳票	管内の学校別の集計 管内の市町村別の集計	紙媒体及び電子データ
県教育委員会帳票	各市町村の集計 島根県の集計	紙媒体及び電子データ

※ その他、簡単な操作で学力の状況把握のための資料が作成できる分析ツールを協議の上、用意するものとする。

学校用：学校全体、学年、学級

市町村教委用：市町村全体

教育事務所用：管内の市町村

県教委用：県全体

イ 帳票、電子データについて

- ① 帳票、電子データの内容等については、島根県教育委員会と協議の上で決定すること。決定にあたって、島根県教育委員会と帳票作成担当者との検討会議を開催すること。
- ② 個人帳票は、県平均正答率及び全国平均正答率との比較ができるグラフ等を用いてわかりやすく表示するとともに、事後指導用プリントを併せて配付するなど、個別指導に生かすことができるようにすること
- ③ 市町村帳票や教育事務所帳票、県帳票には、数値の他、グラフ等による表現も行うこと。
- ④ 帳票・データについての問合せ及び事後指導用資料の使用については、令和7年3月31日(月)までできるようにすること。

ウ 配送期日

- ① 配送先は、別表 I による。
- ② 令和7年2月10日(月)までに配送すること。ただし、島根県教育委員会へは事前に配送すること。

(8) セキュリティの保持

ア 調査問題等の作成、印刷、配送・回収、採点・集計・分析、結果提供など、全ての事業全体を通して機密の保持や個人情報の取扱の遵守を図るために必要な措置を講ずること。

イ 本調査事業の実施で知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。また、当該情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

(9) 著作権等の処理

ア 調査問題、解答・回答用紙、正答例等、本事業で作成した資料等の著作権は委託業者に帰属する。ただし、島根県教育委員会は、それらの資料等の独占的な使用权を有する（この事業開始前から委託業者が著作権を有するプログラム等は除く）。

イ 調査問題に使用する著作物等の使用許諾については、適切に処理すること。

3 その他

(1) 調査に必要な次のデータについては、委託契約締結後速やかに、島根県教育委員会から提供する。

ア 県内市町村立小学校、中学校、義務教育学校の住所、連絡先及び参加児童生徒数

イ 調査に参加する県立特別支援学校の住所、連絡先及び参加児童生徒数

ウ 市町村教育委員会の住所、連絡先

エ 教育事務所の住所、連絡先

オ 島根県教育委員会の住所、連絡先

(2) 意識調査問題は、結果公表で使用することができること。公表できる問題数は、島根県教育委員会と協議の上決定できること。

(3) 本仕様書に示す各事項を踏まえた調査問題等の作成、印刷、配送・回収、採点・集計・分析、結果提供などの各工程において想定される瑕疵に対応する仕組みを構築し、ミス発生の際は、迅速かつ適切に、また、誠実に対応すること。

(4) 本調査のローデータについては、令和7年2月10日(月)までに島根県教育委員会に提出すること。

(5) この仕様書に定めのない事項について島根県教育委員会が指示するときは、あらかじめ指示書により協議を行い、見積書等の提示を求めるものとする。

(6) この仕様書に定めのない事項について、予算額の範囲内で実施可能な独自の提案事項があれば提案できる。

<参考>

令和6年度島根県学校数（公立小中学校等、通常の教育課程を有する県立特別支援学校数）

事務所	小学校	中学校	義務教育学校	特別支援学校	計
松江	49	20	2	4	75
出雲	62	25		1	88
浜田	48	24		2	74
益田	24	14			38
隠岐	11	7			18
計	194	90	2	7	293

令和6年度島根県学力調査実施人数見込み

学年	小・中学校等 在籍児童生徒数 (R5.9.1現在)	特別支援学校 調査対象 児童生徒数 (R5.5.1現在)	調査実施人数 (見込み)
小学校第5学年	5,607	3	5,610
小学校第6学年	5,670	3	5,673
中学校第1学年	5,489	7	5,496
中学校第2学年	5,558	5	5,563